

令和2年度第1回監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象部局

(1) 病院事務局

総務課、医事課

3 監査の実施時期

令和2年4月3日～令和2年7月8日

4 監査の対象期間

令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 病院事務局

① 総務課

職員の人事に関する事務、契約関係事務及びたな卸関係事務について主に実施。

ア．随意契約において、随意契約理由書を添付していないものが見受けられた。

イ．市立貝塚病院財務規程第 73 条第 1 項において、「総務課長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金収支表を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。」とあり、同条第 2 項において「管理者は、前項における月次試算表及び資金収支表を翌月 20 日までに市長に提出しなければならない。」とあるが、月次試算表及び資金収支表は作成されておらず、市長への提出もされていない。

② 医事課

医業収益の調定・請求に関する事務、料金の収納に関する事務及び情報提供・発信に関する事務について主に実施。

指摘事項は、特になし。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア．まずは、折からの新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなか、本市においては、病院を含め、市を挙げた懸命の努力により、迅速な対応が行われたことについて、感謝を申し上げる。

市立貝塚病院においてもその対応に追われ、現在も多忙な日々を送られていると思われる。加えて令和 2 年度は、その影響により、外来・入院患者の減少が顕著に表れ、厳しい経営状況に置かれているが、収益を上げるため様々な工夫をされており、今後も引き続き地域の中核病院としての役割を果たすよう望むものである。

イ．これまでは全庁的に業務の外部委託を推進することにより、人件費が抑えられ効率的な組織運営に寄与してきた。しかし、近年の人材不足により委託料が高騰し、雇用情勢が変化してきているなかで、市立貝塚病院においても外部委託そのものを見直す時期にきていると考えられる。今後、業務の内製化をより進めることを検討しているとのことであるが、職員の育成には時間と費用がかかるため、これを全庁的な課題と捉え、市は指導的役割を発揮するとともに、必要に応じて支援を望むものである。